

土壌汚染対策基金による助成金交付決定のお知らせ

財団法人日本環境協会（以下「協会」という）は、「土壌汚染対策法」に基づく指定支援法人として、「土壌汚染対策基金」をもとに、同法第45条に定める支援業務を行っています。今般、協会では、この支援業務のうち、土壌汚染の除去等の費用に係る助成金交付業務として、大阪府からの交付申請を受け、助成金の交付決定を6月25日付で行いました。その概要は以下の通りです。

1. 土壌汚染対策基金による助成金交付先 大阪府
2. 土壌汚染対策基金による助成金額 47,096千円（費用全体の約1/2）
土壌汚染の除去を実施する土地所有者へは、大阪府より、費用全体の約3/4に相当する70,644千円（大阪府：23,548千円、土壌汚染対策基金：47,096千円）が交付される予定。

3. 要措置区域の場所 大阪府内

4. 汚染地の状況

当該地は、平成22年6月16日付けで土壌汚染対策法第6条第1項により汚染の除去等の措置を講ずるべき区域として「要措置区域」に指定されています。指定基準を超えた特定有害物質は、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの3物質です。

その後、当該地の土地所有者に対して、平成22年6月16日付けで大阪府知事より土壌汚染対策法第7条第1項に基づく指示措置が発出されており、土地所有者は、助成金の交付決定を受けた後、この命令に従って、平成22年7月より措置を実施する予定です。

詳細な助成金の交付条件や実施スキームは、下記のホームページをご参照下さい。
<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/grant/>

以上